

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

蓮田市

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 埼玉県第 2 期国保運営方針について

- ① 保険税水準の統一方針は拙速です。コロナ禍で慎重に十分な検討が行われたとは言えず、しかも感染が終息したとは言えません。地方分権の観点からも慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】

埼玉県第 2 期国保運営方針に基づき保険税水準統一で進めていきますが、それまでの間は、引き続き財政調整基金を活用しながら、被保険者全体の方に配慮し保険税を決定していきたいと存じます

- ② 法定外繰入解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法 92 条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】

現状では、法定外繰入解消計画の方針を変えることは難しいと考えます。

(2) 所得に応じて払える保険税にしてください。

- ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

現状では、応能負担を原則とする保険税率にすることは難しいと考えます。なお、応益負担である均等割額については、所得に応じて 7 割・5 割・2 割を軽減する措置を実施しております。令和 2 年度におこなった、国民健康保険税の改正の際に、被保険者全体の方の負担が大きくなるように改正を行いました。

- ② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

令和 4 年度より、未就学児に係る均等割額を 2 分の 1 に減額することが制度化されました。また、令和 2 年度におこなった、国民健康保険税の改正に際しては、子どもだけではなく、被保険者全体の方の負担が大きくなるように改正を行いました。引き続き財政調整基金を活用しながら被保険者全体の方に配慮してまいりたいと存じます。

- ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

平成 30 年度決算で剰余金から法定外繰入金を差し引くと赤字となるため、今まで毎年 1 億

円以上を繰り入れていた一般会計からの法定外繰入を6年かけて0円にする「赤字削減・解消計画」を作成しました。減額分につきましては財政調整基金で対応してまいりたいと存じます。

(3) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

一斉更新の際には、短期証該当者も含めてすべてのかたに郵送しております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

一斉更新時、窓口留置は行っておりません。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

現在のところ、資格証明書の発行は行っておりません。

(4) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】

現在のところ制度の拡充は考えておりません。今後も引き続き必要に応じて生活保護担当と連携してまいりたいと存じます。

② 令和4年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を国の全額負担で実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

令和4年度も昨年同様に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を行います。また、減免のお知らせのチラシを当初賦課発送時に全戸配布を予定しております。

(5) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】

現在のところ制度の拡充は考えておりません。今後も引き続き必要に応じて生活保護担当と連携してまいりたいと存じます。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

他市町の状況を参考にしながら慎重に検討してまいりたいと存じます。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

申請書の受付、審査及び証明書の交付決定、通知については、保険者の責務においてあらかじめ行われるものでございます。

(6) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】

被保険者のおかれている状況やそれぞれの滞納原因に応じて、地方税法及びその他関係法令に基づき、かつ関係部署と連携を図りながら、適切に対応しております。また、地方税法に規定する徴収・換価猶予及び滞納処分の停止の要件に該当する場合は、今後も的確に行ってまいります。

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】

税の滞納処分につきましては、地方税法、国税徴収法並びにその他関係法令に基づき、今後もしっかりと対応してまいりたいと存じます。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

②と同様に、税の滞納処分につきましては、地方税法、国税徴収法その他関係法令に基づき、今後もしっかりと対応してまいります。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

①と同様に、被保険者のおかれている状況や滞納原因に応じて、地方税法その他関係法令に基づき、適切に対応してまいります。また、地方税法に規定する徴収・換価猶予及び滞納処分の停止の要件に該当する場合は、今後もしっかりと対応してまいります。

(7) 傷病手当金を支給してください。

① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

機会を捉えて、県への要望をしてまいります。

② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】

現在のところ、恒常的な施策としての条例改正は考えておりません。今後、他市町の状況を参考にしながら慎重に検討してまいりたいと存じます。

(8) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

被保険者を代表する1号委員につきましては、すでに公募制を実施しております。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう 運営の改善に努力してください。

【回答】

令和元年度より、委員の定数を1人増員して11人から12人とするなど改善を行っております。

(9) 保健予防事業について

- ① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】

令和2年度から、自己負担額を無料にし、利便性の向上に努めております。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

肺がん、大腸がん、前立腺がん検診につきましては、多くの医療機関で特定健診と同時に受けることができます。また、胃がん、乳がん、子宮がん、乳がん検診におきまして、実施医療機関は限られますが、特定健診と同時に受けることができます。

- ③ 2022年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

特定健診の案内通知や再勧奨通知を個別に送付しております。また、再勧奨通知につきましては、対象者のかたの特性に応じた内容とし、より受診につながるよう工夫しております。さらに、昨年度からは、ショートメールメッセージでの再勧奨案内も行い、新たな形態での働きかけも実施しております。

- ④ 個人情報管理に留意してください。

【回答】

業務の性質上、健康診断結果や相談内容、通知等はほとんど個人情報であることから、窓口、電話でのやり取り、記録文書等の取り扱いについては、適正な管理に努めております。

2. 後期高齢者医療について

- (1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

今後、団塊の世代が後期高齢者になるため、ますます少子高齢化が進む中、負担能力のある方に可能な範囲で負担していただくが必要であると考えます。また、急激な負担増に配慮し、通院回数の多い外来患者に対しては導入から3年間は1カ月分の負担増を3千円以内に抑える措置

等があることの周知徹底に努めてまいります。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】

現状では、窓口負担2割化に対して独自に軽減措置を導入するのは難しいと考えます。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

令和2年度から、後期高齢者健康診査の自己負担金を無料にしました。また、各種がん検診につきましても、非課税世帯及び生活保護世帯のかたは、事前の申請で自己負担金が無料となります。低所得の高齢者のかたが、健(検)診を受けやすい環境整備に努めております。

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

埼玉県後期高齢者医療広域連合より委託を受け、高齢者の保健事業と介護予防のための一体的実施事業(フレイル予防)を令和4年度から開始しております。健診・介護・医療のデータから対象者を抽出し、フレイル予防のための講座の案内や、個別訪問により健康状態の把握を行い、重症化予防のための保健指導や介護予防事業など必要なサービスにつなげる事業です。本事業を実施することで、健康寿命の延伸を目指します。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

令和2年度からは、後期高齢者健康診査の自己負担金を無料とし、より多くの方に受診していただけるようにいたしました。がん検診については、検診費用の一部を自己負担金としていただいておりますが(300円~1,400円)、住民税非課税世帯及び生活保護世帯のかたは、自己負担金の費用免除の制度があり、受診前にお手続きをしていただければ無料で受診できます。この制度については、蓮田市がん検診のご案内や広報、ホームページなどで周知を行っております。

3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

公立・公的病院の再編統合に関する協議の場として、埼玉県利根地域保健医療・地域医療構想協議会がごございます。協議会には、自治体職員も委員として出席しておりますので、必要に応じて市の意見を述べてまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

埼玉県地域保健医療計画の内容を把握し、県からの依頼に応じて、看護職等の再就職に向けた研修案内などを広報に掲載し、県の取り組みを支援しております。また、高等職業訓練促進給付金として、看護師や介護福祉士等の資格取得を目指す母子家庭、父子家庭を支援しております。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

健康増進課の人員体制については、人事担当課とも協議しながら検討してまいります。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】

埼玉県と協定を締結し、自宅療養者支援を市でも行っております。また、市保健師が埼玉県職員との兼務辞令を受け、感染症の対応の支援が行えるようにしております。

市といたしましては、引き続き埼玉県との連携を強化し、状況に応じて相談してまいります。

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】

高齢者施設等においては、県においてPCR検査を実施しております。また、埼玉県において、薬局における無料検査を行っております。

(4) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

現在、オミクロン株による感染拡大により、感染状況や対策が変化していると認識しております。感染者を早期に把握できるような大規模なPCR検査体制については、感染状況を踏まえて、国や県等を中心に検討していくものと存じます。市におきましては、国や県の情報に注視し、必要な協力をしてまいりたいと存じます。

(5) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

市では、市内23か所の医療機関での個別接種を中心に、接種者の多く見込まれる時期には集団接種を併せて実施しております。1回目から4回目の接種のかたまで、接種を希望されるすべてのかたが速やかに、また安心して接種していただけるよう、体制整備に努めております。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

65歳以上の人口は横ばいとなってきている反面、75歳以上の人口は増加しており、介護サービスの需要は増大しております。現在も持続可能な介護保険制度のため、必要な保険料を

頂戴しております。介護給付の適正化なども推進し、できるだけ住民の負担軽減となるよう、努力してまいります。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した 2021 年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2022 年度も実施してください。

【回答】

2021 年度は 17 件の申請に対して、総額 845,100 円の減免決定をいたしました。2022 年度についても、国の指針に沿って、引き続き減免を実施してまいります。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

現在、蓮田市においては、低所得者を対象として、保険料の減免措置や利用料の助成に関する制度を実施しております。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

利用料限度額については、国が定める制度であり、その区分についても所得状況により異なります。これに対して、一律に独自の助成をした場合、かえって負担のバランスを崩してしまう可能性もあり、段階的に助成をするにしても、その判断が難しく、自治体による独自の助成は困難になっております。ご理解いただきますようお願いいたします。

(2) 昨年 8 月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

令和 3 年 8 月から、施設入所者等の食費の負担限度額の見直しがありましたが、こちらは、在宅サービス（デイサービスは食費が給付対象外）との負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から、一定以上の収入のある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しを国が実施したものです。

今回の改正で、食費の負担が上がってしまい、施設を退所せざるを得ないことになる方が出ないように、必要に応じて個別の相談対応を図って参ります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

食費と居住費の負担については、負担の公平性と制度の持続可能性から、所得や預貯金額に応じて、国が定めているものであり、独自の助成制度の創設は、そのバランスを崩してしまう可

能性があり、助成制度を設けることは困難と考えます。経済的に利用困難となってしまう利用希望者については、個別に相談を受け、生活困窮対策として、対応を考えてまいります。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

介護事業所の経営状況把握については、新型コロナウイルス感染拡大のみが影響しているわけではなく、また、国の指針などが示されているわけでもないため、非常に難しいのが現状です。そのため、財政支援は非常に難しいと言わざるをえませんが、事業所の職員と窓口で接する機会も多いため、そのような機会を利用し、少しでも状況把握に努められればと思います。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供については、国から分配されたものを、各事業所の規模に応じて、配分しておりました。今後必要であれば、自治体として検討して参ります。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的な PCR 検査を実施してください。

【回答】

ワクチン接種については、これまでの施設内での接種状況等を踏まえ、施設と調整のうえ、適切な間隔で接種を進めて参ります。埼玉県では、発熱などの症状がなく、感染に不安等があるかたを対象に PCR 検査等無料化事業を実施しております。現在、蓮田市内では、8か所の薬局等が当事業を実施しており、障害をお持ちのかたも含めて、月に3回まで PCR 検査等を無料で受けられる体制が整備されております。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

第8期介護保険事業計画の中ですでに予定されているものとして、特別養護老人ホームについては埼玉県と協議した1施設の建設が進んでおります。小規模多機能施設などの基盤整備については、第9期に向けて検討してまいりたいと考えております。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

地域包括支援センターは、介護保険事業計画に位置づける日常生活圏域（黒浜、蓮田、閩戸・平野）ごと市内3か所に設置し、運営しています。日常生活圏域に設置することにより、高齢者がより身近な場所で相談支援を受けられる体制を整えています。3か所の地域包括支援センターが、定期的な会議や研修をとおして情報を共有し、連携しながら更なる体制の充実、機能強化を図ってまいります。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

今後も国・県と連携を図り、必要な対策等を検討して参ります。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】

市内の各学校にヤングケアラー担当の教職員を置くとともに支援対策委員会を設置し、定期的に情報交換等を行うことで、ヤングケアラーの早期発見に努めている。また、県が作成したヤングケアラー・ハンドブックを活用して各学校で授業を行っている。また、全教職員を対象にした人権教育研修会等でヤングケアラーを取り上げ、教職員の理解を深めることができるようにしている。

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】

誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができることは、地域包括ケアシステムの中でも目標ですので、介護保険制度のさらなる利便性の向上のため、必要なことは県や国に要請してまいりたいと考えております。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】

介護保険制度における財政負担割合については、制度の根幹に関わることであるため、その変更については困難と考えます。しかしながら、これ以上の利用者の負担割合の増にならないよう、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品の安定供給にするための手立てを取ってください。感染者が出た場合には、必要な用品を提供できるようにしてください。

【回答】

現在の感染拡大状況を鑑みると、在宅障害者や家族の方に対して、アルコール消毒薬やマスクを配布することは配布対象者が広範囲になるため、難しい状況です。障害福祉事業所において、クラスターが発生するなどして、事業所から相談があった際には相談に応じていきたいと

考えております。

(2) 感染者等が出た時の、事業所利用者・職員のPCR検査を補助してください。自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

埼玉県では、発熱などがある場合に受診し、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ両方の診療ができる医療機関を「埼玉県指定診療・検査医療機関」として公表しており、蓮田市内には11箇所あります。

また、埼玉県受診・相談センターでは、受診先の確認や、医療機関を受診すべきか迷う場合などの対応について相談することができます。

入院体制の確保につきましては、市で実施することは困難です。必要に応じて埼玉県と連携を図ってまいりたいと思います。

(3) 障害者施設の職員不足は、コロナ禍で一層、深刻化しています。市町村行政として、有効な手立てをとってください。

【回答】

障がい者施設の職員不足につきまして、現状、市で対応することは困難です。国や埼玉県の制度を注視しながら、必要に応じて検討してまいりたいと思います。

(4) ワクチンは障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は、日ごろ利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

1・2回目接種では優先接種の取り扱いがありましたが、3回目及び4回目接種では優先接種の考え方はありません。前回接種から5か月を経過した接種対象者のかたが、速やかに接種を受けられる体制整備に努めてまいります。また、接種につきましては、市内23か所の医療機関及び集団接種会場において、実施しております。

2、障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。医療的ケアが必要な人やヤングケアラーへの支援を検討してください。

【回答】

蓮田市は、埼玉葛北地区地域自立支援協議会構成市町である幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町とともに委託契約を行い、令和3年3月に地域生活支援拠点「オリーブ」を設置しました。圏域内の障がい福祉施設と協力し、事業を実施する面的整備型による整備です。

「オリーブ」には、関係機関との調整役としてコーディネーターを、協力いただく事業所ごとに担当者であるナビゲーターを設置し、事業を進めております。

具体的な取り組みとしては、圏域内にある入所施設、通所事業所など関係機関とともに、関係者会議を開催し、情報共有を図り、連携を強化しております。

医療的ケアが必要な方やヤングケアラーへの支援につきましては、福祉課、子ども支援課、教

育委員会の関係機関が連携していくことが必要であると考えております。今後、ヤングケアラーの実態調査等について検討していきたいと考えております。

(2) 施設整備の充当は必須の課題です。独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

地域生活支援拠点の整備については、機能を1つの施設に集約した「多機能拠点整備型」があります。蓮田市を含めた3市2町では、新たに施設整備することは難しいと判断し、「面的整備型」により地域生活支援拠点を整備したところです。こうしたことを踏まえますと、施設整備について独自補助を予算化することは難しいと考えます。

入所施設等につきましては広域的な施設であります。蓮田市に入所施設等が整備されたとしても、蓮田市内に住んでいる方が優先的に入所できるものではありません。また、入所施設の整備に関しまして、平成28年3月議会において「入所更生施設の建設促進に関する請願」が採択されています。施設整備に係る独自補助につきましては、こうした状況を総合的に鑑みまして、検討していくものと考えます。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

地域生活支援拠点につきましては、埼玉葛北地区地域自立支援協議会、3市2町、入所施設等、通所事業所、相談支援事業所などの関係機関と連携を図り、事業を実施してまいります。今後も、地域生活支援拠点や関係機関と連携を図りながら、当事者の声を反映し、事業を推進できるよう努めてまいります。

3、障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、将来的に必要な生活の場に対する計画を作成し、年次にあった設置を進めてください。

【回答】

蓮田市の入所施設の待機者数は、令和4年7月1日現在、22人となっています。共同生活援助、いわゆるグループホームの利用を希望される方については、適宜、相談支援事業所などと協力し、調整を行っておりますので、グループホームの待機者数については把握しておりません。

第6期埼玉県障害者支援計画では、各障害保健福祉圏域における障害福祉サービスの見込量を設定しています。令和3年3月に策定した「かがやきはすだプラン」（蓮田市第3次障がい者基本計画、蓮田市第6期障がい副都計画、蓮田市第2期障がい児福祉計画）では、施設入所支援の見込量につきましては、令和4年度が64人、令和5年度が65人となっています。共同生活援助のサービス見込量につきましては、令和4年度が53人、令和5年度が58人となっています。

入所施設及びグループホームにつきましては広域的な施設になります。蓮田市内にある施設のみで、サービス見込量を確保するものではございません。市内・市外に関わらず、利用者に

合った施設を利用できるよう努めております。

入所施設等の整備につきましては、市で整備するものではなく、整備・運営を希望する法人等をお願いすることとなります。整備にあたっては、整備する土地や整備費用の確保をはじめさまざまな課題があると思われま

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

福祉課には障がい者（成人）を主に担当するケースワーカーが4名、子ども支援課には障がい児を担当するケースワーカーが2名配置されており、相談対応を含め、緊急事例にも適宜、対応しています。さらに、3市2町で構成される埼玉北地区地域自立支援協議会では、基幹相談支援センター及び3つの委託相談支援事業所を設置し、支援体制の充実を図っています。

このほか、令和3年3月に、埼玉北地区地域自立支援協議会構成市町で地域生活支援拠点を共同で設置しました。地域生活支援拠点は、①相談、②緊急対応、③体験の場・機会の提供、④専門的人材の育成、⑤地域の体制づくりの5つの機能を有しています。緊急時には、地域生活支援拠点、市町、関係機関が連携し、対応してまいります。

- (3) グループホームや入所施設の利用者や家族が帰省を希望しても、家族が高齢のため、迎えや家庭での受け止めができないため、帰省をあきらめてしまわないように、帰省できる支援体制を作ってください。

【回答】

施設入所支援を利用している方でも、帰省した際に居宅介護などの障がい福祉サービスを利用することは可能となっております。福祉課までご相談いただきたいと思います。

ただし、国の制度上、帰省時、居宅介護などの障がい福祉サービスを利用した日については、施設入所支援に係るサービス報酬は請求できないことになっておりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

埼玉県では、重度心身障害者医療費助成制度の対象者につきまして、本当に経済的負担の軽減が必要な低所得者に限定し、医療費負担の可能な方に負担をいただくという考えに基づき、所得制限の導入を行いました。市においても、この制度改正の趣旨を受けまして、所得制限を導入したところ

です。また、年齢制限につきましては、埼玉県において、将来的に重度心身障害者医療費助成制度の維持が困難になるとの懸念から、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を新たに対象とすることとあわせて、65歳以上の新規該当者を対象外とする制度改正を行いました。あわせて、市でも年齢制限を設けたところ

現在のところ、市としまして、制度を安定的に継続させるため、また制度における公平性の確保という観点から、所得制限および年齢制限を廃止する予定はございません。

なお、一部負担金の導入については、予定しておりませんのでご理解賜りますようお願いいたします。

(2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

重度心身障害者医療費の現物給付化につきましては、埼玉県において令和4年10月から現物給付を実施いたします。蓮田市におきましても、県内での現物給付に対応してまいります。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

重度心身障害者医療費助成制度は、対象の方が医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を県と市で助成するもので、精神障害者は1級だけが対象となっています。2級について医療費助成の対象とするためには、市独自に財源を措置しなくてはならず、厳しい状況です。

2級までの対象拡大につきましては、昨年度に引き続き、埼玉県国保医療課長に対し、令和4年3月にさいたま市を含め16市町村とともに「埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金の医療費助成対象者に2級所持者も加えていただきたい」との要望書を提出いたしました。

今後、埼玉県の動向や近隣市町村の状況もみながら検討してまいります。

(4) 行政として、二次障害（※）について理解し、単なる加齢による重度化とは区分けし、その実態を相談機関とも共有し、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えていません。

【回答】

障がい福祉サービスは、障害支援区分によって利用できるサービスが定められています。障害支援区分は市が行う認定調査、医師の意見書、障害認定審査会での総合的な判定を踏まえて市が認定するものです。

障害支援区分は3年ごとに見直しておりますが、市が行う障害支援区分認定調査にあたっては、障がいの重度化なども考慮しまして、調査書を作成しておりますし、医師の意見書についても、現在の状況について作成いただいております。このように、障がい重度化したとしても、そうした状況に対応した障害支援区分の決定を行い、適切な障がい福祉サービスが利用できるようにしております。

二次障害の進行をおさえることにつきましては医療の分野であり、福祉課では専門的な知識があるわけではございません。医療機関への啓発は難しいですが、必要に応じて連携を図ってまいりたいと思います。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとってメニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

蓮田市では障害者生活サポート事業を実施済みです。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

令和3年度において、生活サポート事業に対する市から事業所への補助額計は1,566,580円、うち県から市への補助金が782,000円ありました。県との割合負担以外の市独自の持ち出し金額はありません。

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

障害者生活サポート事業の利用時間の上限150時間につきましては、埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱の内容を踏まえて、決定しているものです。上限を150時間より拡大した場合、150時間を超える部分については県補助金の対象とはならないため、市で財源を措置する必要があります。

なお、令和3年度における障害者生活サポート事業の利用実績を申し上げますと、利用者は30名で、1人あたりの平均年間利用時間数は26.8時間となっております。こうした現状をかながみますと、障害者生活サポート事業の上限150時間につきましては妥当であると考えております。

今後、個人の利用状況や埼玉県の状況などをみながら、利用時間の拡大の必要性を検討してまいりたいと思います。あわせて、制度充実についても研究してまいりたいと考えております。

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

生活サポート事業の利用者負担額につきましては、埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱の基準にあわせて決めております。生計中心者の前年所得税課税年額が70,001円以上の世帯は1時間あたり950円で、利用者世帯の生活中心者の前年所得税課税年額に基づき負担額の軽減を図っています。

今後につきましては、県の要綱改正や近隣市町などの状況もみながら、検討してまいりたいと考えております。

- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

前述したとおり、非課税世帯は利用負担がありません。それ以外のかたについては応益負担も必要だと考えます。しかし、事業実施上、補助増額や低所得者も利用できるよう応能化が必要となれば検討いたします。

6、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

蓮田市では、初乗り料金改定を受けて、配布枚数を24枚から36枚に増やしました。補助券の検討につきましては、蓮田市のみで決定できるものではなく、福祉タクシー運営協議会で検討することとなります。

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

蓮田市では自動車等燃料費及び福祉タクシー利用料金の助成を実施しています。どちらの事業も利用券を交付するもので、事業の性質上、介助者付き添いの制限等は設けていません。

また、助成の対象者の条件はありますが、所得制限や年齢制限は設けていませんし、現在のところ、導入する予定もございません。今後も、重度心身障害者の日常生活の利便と経済的負担の軽減に努めてまいります。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

機会を捉えて、県への要望を検討してまいります。

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 新たなガイドラインに即して、指定福祉避難所の確保に努め、個別避難計画を丁寧に作成してください。

【回答】

令和4年7月1日現在、市内には36か所の指定避難所があり、そのうちの3か所を福祉避難所として指定しており、収容人数は3か所合計で985名となっております。福祉避難所は、人員、設備面で一定の配慮がなされた避難所であることから、現在の指定避難所において、新たに福祉避難所と指定するのは難しい状況です。今後、新たに避難所を指定する際には、福祉避難所としての機能を持った避難所の確保に努めてまいります。

個別避難計画につきましては、関係者と連携して地域におけるハザードマップの状況や当事者本人の状況を踏まえ、個別避難計画作成に同意の得られた優先度の高い方から「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に準拠し、個別計画の作成に取り組んでまいります。

- (2) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください

い。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

当市では、災害対策基本法に基づき、以下のとおり、災害時に自ら避難することが困難なかたの情報を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、いざという時に備える取り組みを行っています。

- (1) 介護保険で要介護認定の3～5を受けているかた
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている、次のいずれかのかた
 - ①障害の程度が1級若しくは2級のかた
 - ②障害の程度が1級～6級の障がい児
- (3) 療育手帳の交付を受けている、次のいずれかのかた
 - ①障害の程度が○A若しくはAのかた
 - ②障害の程度が○A、A、B、Cの障がい児
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、障害の程度が1級のかた
- (5) 75歳以上のひとり暮らし高齢者のかた
- (6) その他、災害時に避難情報の入手、判断又は避難行動を自ら行うことが困難なかたで、ご本人の希望によるもの

また、登載者ごとに「個別計画書」を作成し、避難経路や避難場所の確認を行っています。併せて、指定避難所のバリアフリーについても確認し、安心して避難生活を送れるよう努めます。

- (3) ハザードマップに照らして、事業所や個人宅の危険性を周知し、適切な支援をしてください。

【回答】

蓮田市地域防災計画においては、浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設を記載しており、これらの施設には避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられています。施設が適切な計画の作成や訓練が実施できるよう支援を行っております。また、急な判断が迫られる風水害時を想定して作成するマイタイムラインについて、市HPや公式動画に掲載し、普及を図っています。

- (4) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

福祉避難所とは、指定避難所（公共施設や、小学校の体育館など）での生活が困難な高齢者や障がい者を受け入れる二次的な避難施設です。現在、蓮田市においては老人福祉センター、県立蓮田特別支援学校、総合文化会館ハストピアを福祉避難所として指定しております。市が災害後の被害状況や利用状況などを確認した上で、受入れの支援を行います。また、令和3年5月に災害対策基本法の一部改正に伴い、受入対象者を「要配慮者及びその家族」に特定するなど、受入体制の構築に努めています。

- (5) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

蓮田市地域防災計画においては、支援物資等の供給は、備蓄倉庫から各避難所、集積拠点「総合市民体育館」から各避難所へ輸送することとなっております。また、食料や生活必需品等の供給は、原則として避難所において行うこととなっております。避難所以外の方への物資提供については、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に基づき、適切に対処しております。

(6) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

現在、避難行動要支援者名簿については、蓮田市地域防災計画において、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織）へ「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な名簿情報を提供することができる。」と定められております。民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示等については、今後、調査・研究してまいりたいと存じます。

(7) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

自然災害、感染症発生については、「蓮田市地域防災計画」において、それぞれ方策と担当部署を定めており、対策を推進しております。関係機関とも平時より情報連携を密に行い、発災時などに対応できるよう体制を構築していきます。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、など動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

障害福祉関連事業の削除、廃止などはありません。引き続き、障がい福祉施策の推進に努めてまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

国基準の待機児童数は5人です。国へ報告する待機児童に算入されない者を含めると、25人になります。その内訳は、0歳児が6人、1歳児が11人、2歳児が4人、3歳児が2人、4

歳児以上2人という状況です。

- ② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

施設の定員を超える受け入れは行っていませんが、年齢別では1歳児5人、2歳児2人を増員を行いました。

- (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

待機児童解消のため、蓮田市では平成28年4月に開園した私立の認可保育園である花星保育園（定員72名）の施設整備に補助金を交付し、支援を行いました。平成28年10月には、公立保育所である蓮田みぬま保育園を開園し、平成30年3月に老朽化していた中央保育園の建替工事、平成31年3月に東保育園の改築が完了したことで児童の受け入れ数を85名増やすことができました。令和元年度からは、私立の認可保育園の誘致も積極的に進めており、令和元年8月には、認可の小規模保育所である「ゆめの木保育園」（定員12名）が開園し、令和2年4月には、認可保育園である「とねの会はずだ保育園」（定員72名）が開園しました。令和3年4月には、花星保育園が認定こども園に移行し、定員が、幼稚園部分6名、保育園部分77名の合計83名となった他、蓮田駅西口再開発ビルの1階テナントスペースに認可の小規模保育所である「スクルドエンジェル保育園蓮田駅前園」（定員19名）が開園しました。令和4年4月には、認可保育園である「星の子ルチア保育園」（定員90名）が開園した他、大山幼稚園が認定こども園に移行し、新たに保育園部分の定員39名が設置されました。令和2年度から6年度を計画期間とする第二次子ども・子育て支援事業計画に基づく整備は終了いたしました。待機児童数が未だに改称されていないことから、今後もさまざまな手法を研究し、最適な方法で対応したいと考えております。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

当市では、受け入れ枠の設定は行っておりませんが、育成支援を対応できるよう、保育士の増員等の人員配置についても、検討していきます。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

(該当なし)

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い

成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、早朝保育や遅番保育の時間帯については、乳児クラスと幼児クラスを分離して保育を実施する等、児童が密にならないような保育を実施しております。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

保育士の処遇改善等につきましては、国の制度を適切に実施してまいります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

市民税所得額が一定額以下の世帯については認可保育施設へ副食費は免除しており、「無償化」に伴い負担増となることはありません。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

保育の質の低下や格差が生じないように、認可外保育施設に対して、立ち入り実施指導等に努めてまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

現在、蓮田市では公立保育園の統廃合等を行う予定はありません。また、保護者が育児休業中の継続入園を希望する場合には、在園児童の保育の継続利用を認めています。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

待機児童解消のため、令和4年4月に中央学童保育所を増設整備し、定員を30人増やしました。蓮田市の学童保育所は、1支援の単位を30人以下、児童1人当たり1.65㎡以上となるようにし、子どもたちの安心・安全に配慮するようにしています。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町（63市町村中68.3%）、「キャリアアップ事業」で30市町（同47.6%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

令和2年度からは指定管理者が公立学童保育所の運営を実施しております。

このことに伴い、公立学童保育所全施設において、課題であった「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を新たに実施し、指導員の処遇改善及び統括管理責任者の設置等による安心・安全な運営を実施しています。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

令和2年度から、民間の運営となっているため、蓮田市は民営クラブ支援員加算の対象となっております。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

(1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、今年(2022年)10月から実施します。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】

令和3年1月診療分から通院及び入院の子ども医療費無料化を18歳年度末まで拡充しました。今後も引き続き継続して実施していきます。

(2) 高校性や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】

大学生相当の22歳年度末までの医療費無償化については、今後の社会情勢の動向等を注視しながら研究してまいります。

(3) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

国や県に対し、中学校3年までの子ども医療費助成制度における補助について、全国市長会を通じて要望しているところですが、引き続き、機会を捉えて要望していきたいと考えております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】

面接相談員を1名設置し、幅広く相談を受け付け、申請意思が確認できた場合には、速やかに保護申請を受け付けております。ホームページや保護のしおりを作成しております。

2 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、昨年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】

生活保護法第4条第2項に基づいて、申請者の扶養義務者に対し照会を行っております。条文には「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」と規定されております。

扶養義務者調査の対象者は、申請者の三親等内の親族ですが、その中で、生活保護受給者、未成年者、概ね70歳以上の高齢者、10年程度音信不通の親族等には、福祉事務所内で検討の上、扶養の可能性が期待できない者として、調査を行わないこともできます。また、申請者がDV被害者である場合等には、調査を行わないなど、二次被害が生じることをないように十分に配慮しております。

3 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】

現在蓮田市では、すべて職員が担当しております。業務の外部委託については、現状予定しておりません。

4 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。職員だけでなく、利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見ても分かる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

決定・変更通知書につきましては、生活保護システムから出力しております。随時、システム委託会社と検討してまいります。

5 ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を上回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】

現業員の定数については、社会福祉法第16条によって各福祉事務所の標準が定められており、市の設置する事務所にあっては、被保護世帯の数が240以下であるときは3とし、被保護世帯数が80を増すごとに、これに1を加えた数と定められております。これに準じて配置しております。

6 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。

【回答】

申請時、居宅がない方については、無料低額宿泊所を案内しています。ただし、居宅での自立した生活が可能と判断された場合は、速やかに居宅設定を行っております。

7 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

生活困窮者自立支援事業から、生活保護に繋ぐ事はあっても、申請を阻害する事はありません。また、相談者が生活保護を希望する場合は、生活困窮者自立支援事業を通さず、直接生活保護担当が相談にのります。その結果、生活保護に該当にならない場合は、生活困窮者自立支援事業に繋ぐ等、第二のセーフティネット機能を活用しています。

以上